

最高裁判所(第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号 法人税額等の更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

令和5年12月13日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年4月27日判決、本資料273号・順号13847)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年11月18日判決、本資料272号・順号13774)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和5年12月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

裁判官 渡邊 恵理子

裁判官 今崎 幸彦

